

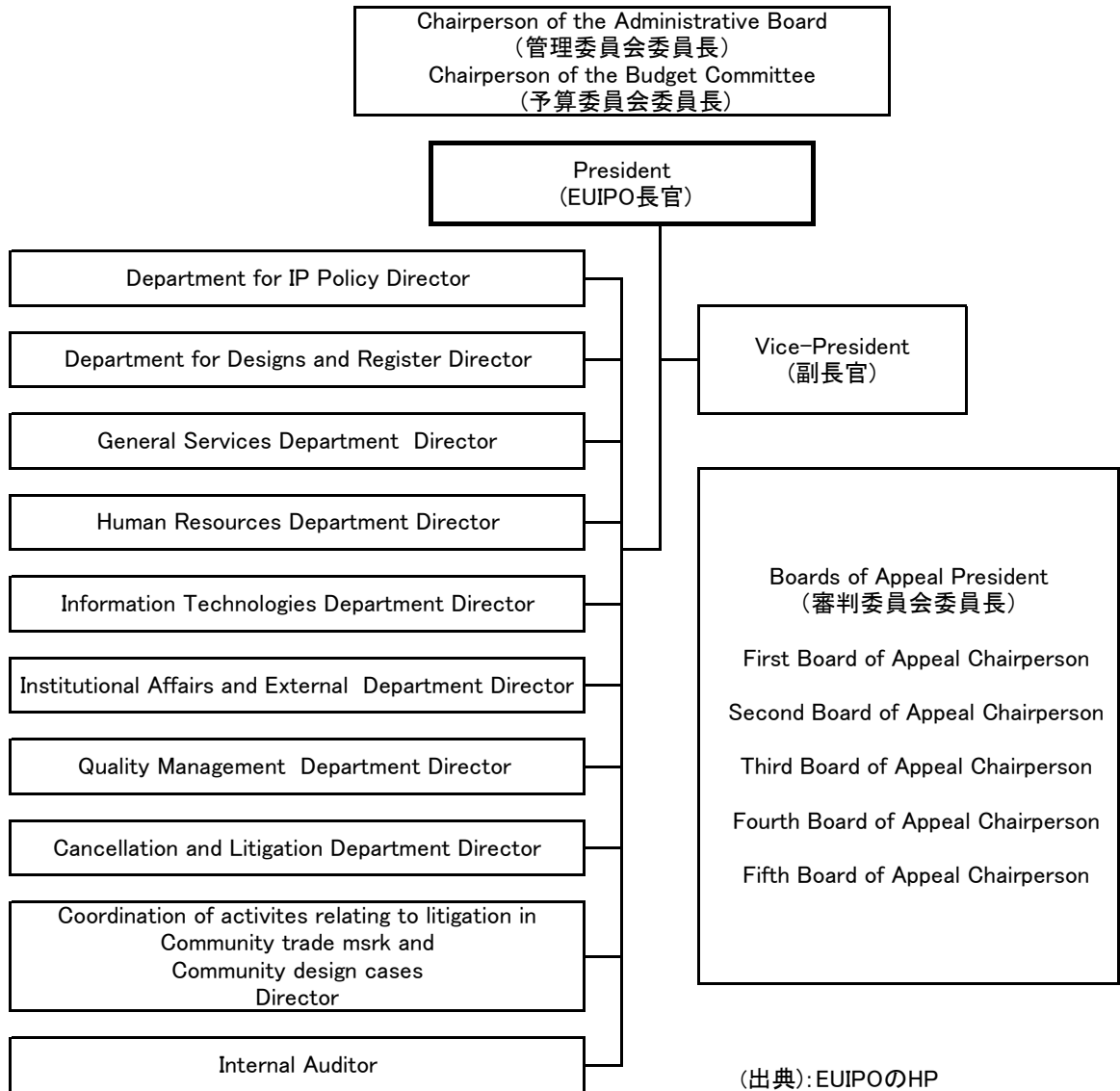
②名称	欧州連合知的財産庁(EM) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)					
③所在地	Avenida de Europa, 4 E-03008 Alicante, Spain					
④連絡先	(電話) (34) 965 139 100 (FAX) (34) 965 131 344 (E-mail) information@euipo.europa.eu (internet) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/home					
⑤組織の長	Executive Director : Mr. Christian Archambeau					
⑥沿革	<p>(1) 欧州共同体における商標及び意匠の保護を目的としてEuropean Community Lawに準拠して1993年に設立された共同体の一機関である。</p> <p>(2) 欧州共同体商標は、1993年12月20日の理事会規則第40/94号及び理事会規則第40/94号を実施するための1995年12月13日の委員会規則2868/95号に基づき、1996年4月1日から受付が開始された。</p> <p>(3) 欧州登録共同体意匠が、2001年12月21日の理事会規則第6/2002号及び理事会規則6/2002号を実施するための2002年10月21日の委員会規則2245/2002号に基づき、2003年4月1日から受付が開始された。</p> <p>(4) 欧州共同体意匠商標庁(OHIM)が商標及び意匠の出願受理、審査、登録、審判に関する業務を掌理した。</p> <p>(5) 2016年3月24日、OHIMは欧州連合知的財産庁(European Union Intellectual Property Office (EUIPO))に改称した。</p>					
⑦所管	商標、意匠					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト 2008/1/1			リスボン	
	マドリッド(標章)	マドプロ 2004/10/1	PCT	ロカルノ	ニース	
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1			
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	意匠	全数	32,625	35,082	37,235	33,938
		(内 域外出願)				
		(内 日本から)	1,130	984	965	897
	商標	全数	159,170	176,880	199,007	172,355
		(内 域外出願)				
		(内 日本から)	2,896	2,840	2,780	2,660
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	意匠	全数	30,598	35,452	36,963	33,333
		(内 域外出願)				
		(内 日本から)	1,062	1,075	936	886
	商標	全数	142,089	153,685	185,957	166,579
		(内 域外出願)				
		(内 日本から)	2,949	2,938	2,836	2,738
	(出典): WIPO IP Statistics					

②名称

欧州連合知的財産庁(EM)
European Union Intellectual Property Office (EUIPO)

⑫ 組 織

<組織図>



①名称	<p style="text-align: center;">欧州連合知的財産庁(EM) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	欧州連合意匠理事会規則 (EC)No.6/2002 (2012年4月24日改正版) 2002R0006(2013年7月1日統合版)
	③地理的効力の範囲	欧州連合のみ (欧州連合意匠理事会規則第1条)
	④他国制度との関連	有。共同体意匠は、加盟国の国内意匠権と同等の効力を有する。 (欧州連合意匠理事会規則第1条)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (欧州連合意匠理事会規則第14条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。共同体内に住所などを有しない出願人は、代理人を立てなければならない。代理人は、加盟国の1国において資格を有し、共同体内に営業所を有する法律代理人であることを要する。 (欧州連合意匠理事会規則第77条、第78条)
	⑦出願言語	共同体意匠の出願は、24の共同体公用語の1によって行われなければならない。共同体言語(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語)でない言語の場合、第2言語による翻訳文を提出しなければならない。 (欧州連合意匠理事会規則第98条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録共同体意匠(RCD)は、出願日から5年。5年ごとに4回、更新できる。(最長25年) (欧州連合意匠指令第10条、欧州連合意匠理事会規則第12条) 無登録共同体意匠(UCD)は、共同体内において最初に公衆の利用に供された日から3年 (欧州連合意匠理事会規則第11条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (欧州連合意匠指令第5条、同第7条(1))
	⑩「グレース・ピリオド」	有。出願日(優先日)に先立つ12月。それに拘らず次のケースでは期限の制約はない。 (1) 意匠の創作者又はその意匠の権利承継人に起因する開示。 (2) 意匠の創作者又はその意匠の権利承継人に対する濫用の結果としての開示 (欧州連合意匠指令第7条(2))
	⑪不登録対象	(1) 技術的機能によってのみ決定付けられる製品外観を特徴とする意匠 (2) 製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に正確な形状及び寸法で再現しなければならない意匠 (3) 公序良俗に反する意匠 (4) 製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるもの、との意匠の定義に適合していないもの (欧州連合意匠指令第8条、第9条、第47条)
	⑫実体審査の有無	無。ただし、公序良俗違反、意匠の定義不適合及び方式要件違反は審査される。 (欧州連合意匠理事会規則第45条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の一部を構成する部分(部品)の意匠は、当該意匠が製品に組込後も、製品の通常の使用中に外部から目視可能であり、当該部品の視覚的特徴が新規性及び独自性を有する場合に限り意匠として保護される。 (欧州連合意匠理事会規則第3条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。複合出願(登録)は同一製品に複数の登録が可能であり、類似は問わない。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。組物意匠は組み込まれた製品の全てが同一の国際分類に属している場合に登録される。 (欧州連合意匠理事会規則第37条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件の審査後、意匠登録されたものは公報により公告される。 (欧州連合意匠理事会規則第49条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から30月の期間内で意匠の公告を繰延べることができる。 (欧州連合意匠理事会規則第50条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。 (1)登録共同体意匠について、共同体意匠裁判所によって司法判断されていない場合、何人もEUIPOに対して、無効を求めることができる。 (2)無登録共同体意匠は、司法手続である共同体意匠裁判所に対して、意匠の無効を求めることができる。 (欧州連合意匠理事会規則第24条、第52条)

①名称	欧州連合知的財産庁(EM) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)		
意匠制度	②登録表示義務	無。	
	④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	115 EUR(1意匠)
		追加料金	115 EUR(2-10意匠の1意匠あたり)
		追加料金	50 EUR(11意匠以上の1意匠あたり)
		登録料	120 EUR(1意匠)
		追加料金	60 EUR(2-10意匠の1意匠あたり)
		追加料金	30 EUR(11意匠以上の1意匠あたり)
		[意匠権維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	
		第1回目の更新	90 EUR/1意匠
	第2回目の更新	120 EUR/1意匠	
	第3回目の更新	150 EUR/1意匠	
	第4回目の更新	180 EUR/1意匠	
⑤料金減免措置の有無	無。		

①名称	欧州連合知的財産庁(EM) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	欧州連合商標理事会規則(EU)2017/1001 2017年10月1日施行
	③地理的効力の範囲	欧州連合のみ (欧州連合商標理事会規則第1条(2))
	④他国制度との関連	有。EU商標は加盟国内商標権と並行して保護を与える欧州連合独自の商標保護制度。 (欧州連合商標理事会規則第1条(2))
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標
	⑥商標の種類	文字標章、図形標章、立体標章、位置標章、パターン標章、色彩標章、音標章、動き標章 マルチメディア標章、ホログラム標章 (欧州連合商標委員会実施規則第3条(3))
	⑦出願人資格	自然人、法人(公法に基づいて設立された機関を含む) (欧州連合商標理事会規則第5条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (欧州連合商標理事会規則第8条(1)(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、加盟国の1国において資格を有し、欧州経済地域内に営業所を有する法律実務家、工業所有権に関する事項において代理人として行為する権限を有する職業代理人であることを要する。 (欧州連合商標理事会規則第119条(2)、120(1))
	⑪出願言語	EU商標の出願は、欧州連合公用語の11によって行わなければならない。出願がEUIPOの手続言語(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語)でない言語の場合、第2言語による翻訳文を提出しなければならない。 (欧州連合商標理事会規則第146条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (欧州連合商標理事会規則第52条)
	⑬グレースピリオド	有。公式又は公認の国際博覧会において出願に係る標章を付した商品又は役務を最初に展示した日から6月 (欧州連合商標理事会規則第38条(1)(2))
	⑭不登録対象	(1) 付与される保護が明確かつ正確な主題を判断することができる態様で登録簿に表示することができない記号 (2) 識別性を欠く商標 (3) 商標であって、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、役務の提供時期又は商品若しくは役務その他の特徴を示すために取引上使用することができる記号又は表示のみによって構成されているもの (4) 商標であって、通用語において、又は公正であり、かつ、確立した商慣習において、常用されるようになっている記号又は表示のみによって構成されているもの (5) 次に記載する事項のみを構成要素としている記号 ・商品そのものの性質から生じる形状又はその他の特徴 ・技術的成果を得るために必要な、商品の形状又はその他の特徴 ・商品に本質的価値を与える形状又はその他の特徴 (6) 商標であって、公共の秩序又は一般に是認された道徳規範に反するもの (7) 商標であって、商品・役務の性質、品質又は原産地について欺瞞を生じる性質のもの (8) 商標であって、権限を有する当局によって許可されておらず、かつ、工業所有権の保護に関するパリ条約(「パリ条約」)第6条の3の規定に従って拒絶されるべきもの (9) 商標であって、パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含んでおり、かつ、特定の公共の利益のためのもの。 (10) 商標であって、原産地名称又は地理的表示の保護について定めている欧州連合法制若しくは国内法又は欧州連合若しくはその加盟国を当事者とする国際条約の規定により登録から排除されるもの (11) 商標であって、ぶどう酒に関する伝統的用語の保護について定めている欧州連合法制又は欧州連合を当事者としている国際条約の規定により登録から排除されるもの (12) 商標であって、伝統的特産品保証の保護を定めている欧州連合法制又は欧州連合を当事者としている国際条約によって登録から排除されるもの (13) 商標であって、植物品種の保護について定めている欧州連合法制及びEU加盟国が当事者である条約等に従って登録されている、先の植物品種名称によって構成されているか、又はその主要部を複製するものであり、かつ、同一又は近似の種に係わる植物品種に関するもの (14) 不登録事由が欧州連合の一部に限って存在する場合 (以上、欧州連合商標理事会規則第7条:絶対的拒絶理由)

①名称	欧州連合知的財産庁(EM) European Union Intellectual Property Office (EUIPO)	
商標制度	⑭不登録対象	<p>(15)先の商標(登録商標又は周知商標)の所有者による異議申立があり、先の商標の標章と同一であり、被申立商標の指定商品・役務が、先の商標のそれと同一である場合</p> <p>(16)先の商標(登録商標又は周知商標)の所有者による異議申立があり、先の商標の標章が類似性及び指定商品・役務の同一性又は類似性を理由として、先の商標が保護されていた地域において、公衆の側に混同の虞(連想の虞を含む)がある場合</p> <p>(17)商標所有者による異議申立があり、商標所有者の代理人が所有者の承諾を得ないで、その商標を同人の名義による登録出願をしている場合(正当な理由がある場合を除く)</p> <p>(18)単なる1地方を超えて業として使用されている無登録の商標又は他の記号(権利が取得されている記号、後続の商標の使用を禁止する権利を所有者に与えている記号)の所有者による異議申立があった場合</p> <p>(19)原産地名称又は地理的表示から生じる権利の行使に係る関連法に基づいて権利を有する者からの異議申立があり、出願商標に関して次の事情がある場合には、原産地名称又は地理的表示の保護を定めた諸法令の規定により、その商標は登録されない。 ・原産地名称又は地理的表示についての出願が既に、欧州連合立法又は国内法に従って、そのEU商標の登録出願日又はその出願に関して主張される優先日より前に行われていること(ただし、その後の登録を条件とする。) ・原産地名称又は地理的表示が、後の商標の使用を禁止する権利を与えること (以上、欧州連合商標理事会規則第8条:相対的拒絶理由)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条の2の定の下で周知商標として保護される商標は保護される。 (欧州連合商標理事会規則第8条(2)(c))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。絶対的拒絶理由に関する審査が行われ、異議申立された場合に相対的拒絶理由に関する審査が行われる。
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が条件を満たしているときは公告(公開)される (欧州連合商標理事会規則第44条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。相対的拒絶理由について利害関係人が出願公告日から3月以内に異議申立できる。 (欧州連合商標理事会規則第46条) 絶対的拒絶理由については、何人も異議申立の最終決定前に審査官に対して意見を提出することができる。 (欧州連合商標理事会規則第45条)
	㉓無効審判制度の有無	有。EUIPOに無効申請を行い、その決定に不服の場合、同審判部に審判請求する。 相対的拒絶理由については利害関係人が、絶対的拒絶理由については何人も、無効申請できる。 (欧州連合商標理事会規則第59条、第60条、第63条、第64条) 審判請求は、決定の通知日から2月以内に請求しなければならない。 (欧州連合商標理事会規則第66条～第71条) 審決に不服の場合、審決通知日から2月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。 (欧州連合商標理事会規則第72条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年の期間、継続して使用していないときは、何人も取消を請求できる。 (欧州連合商標理事会規則第58条(1)、第63条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (欧州連合商標理事会規則第33条(1))
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	㉗譲渡要件	無。 (欧州連合商標理事会規則第20条(1))
	㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料</p> <p>(電子出願) 850 EUR(1出願1区分まで)</p> <p>(電子出願以外) 1000 EUR(1出願1区分まで)</p> <p>(追加料金) 50 EUR(2区分目の追加1区分あたり)</p> <p>(追加料金) 150 EUR(3区分以上追加1区分あたり)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料</p> <p>(電子更新) 850 EUR(1出願1区分まで)</p> <p>(電子更新以外) 1000 EUR(1出願1区分まで)</p> <p>(追加料金) 50 EUR(2区分目の追加1区分あたり)</p> <p>(追加料金) 150 EUR(3区分以上追加1区分あたり)</p>
	㉙料金減免措置の有無	無。